

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八街市長 北村 新司

市町村名 (市町村コード)	八街市 (12230)	
地域名 (地域内農業集落名)	二州東地区 (四木、滝台、砂、上砂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月21日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、市の南部に位置し、柔らかく水はけの良い火山灰土の土壌を生かした畑作が盛んな地域である。経営作物は落花生、人参、さつまいも等の露地野菜が多い。地域農業における課題は以下のとおりである。

- ・イノシシやアライグマ等の有害鳥獣による農作物への被害が年々増加している。
- ・農業者の高齢化により、農地の管理が困難になり耕作放棄地が増えている。
- ・後継者が不足していて、担い手の確保が困難である。
- ・砂が詰まるなど排水環境が悪い。
- ・近隣の農地の雑草の種が飛んでくるので、農地の管理が大変である。
- ・夏の暑さなどの気候変動により、落花生の生育状況が変わってきた。
- ・農業用資材や機械が高騰し、経費が増大しているが、農作物に価格転嫁できず、所得が減少している。
- ・耕作地の規模拡大をするときに人手が必要であるが、売上で人件費を回収できるか不安である。
- ・各年で収入が安定しないのでリスクがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、落花生、人参、さつまいもなどの露地野菜の栽培を中心に引き続き営農を行いつつ、所得の増加に繋がる高収益作物の栽培に新たに取り組む、地域ブランドの確立について地域全体で考えていく。また、耕作放棄地を増やさず、今後も農地の維持を続けていくために、認定農業者などの担い手を中心に農地の集積・集約化を進め効率的な営農を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	652.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	599.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。別紙1の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手を中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者などの今後の農業を担う者を確保・育成していくために、JAや県、市などの関係機関と連携し、栽培技術や営農に関する情報提供などの支援を行っていく。また、非農業者の方が農業に興味を持ってもらうために農業にふれる機会を作っていく、新たな担い手の確保にも努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状の経営を維持し、遊休農地の発生防止を図るために、農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①アライグマなどの有害鳥獣被害防止のため、電気柵の設置を行う。

## 別紙1

No.	所在			現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	協議の場開催年月日	地図番号
	大字	小字	地番				
1	砂	瀬田入	752番1	畑	8,321	令和7年9月1日	No.1
2	砂	瀬田入	753番1	畑	2,110	令和7年9月1日	No.1

